

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態連絡会議を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、災害対策のための連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎3階第1会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることができるよう、通信手段の状態を確認する。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【市対策本部の予備施設順位】

順 位	施 設 の 名 称
第 1 順 位	豊見城市中央公民館
第 2 順 位	豊見城市消防本部

⑥ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

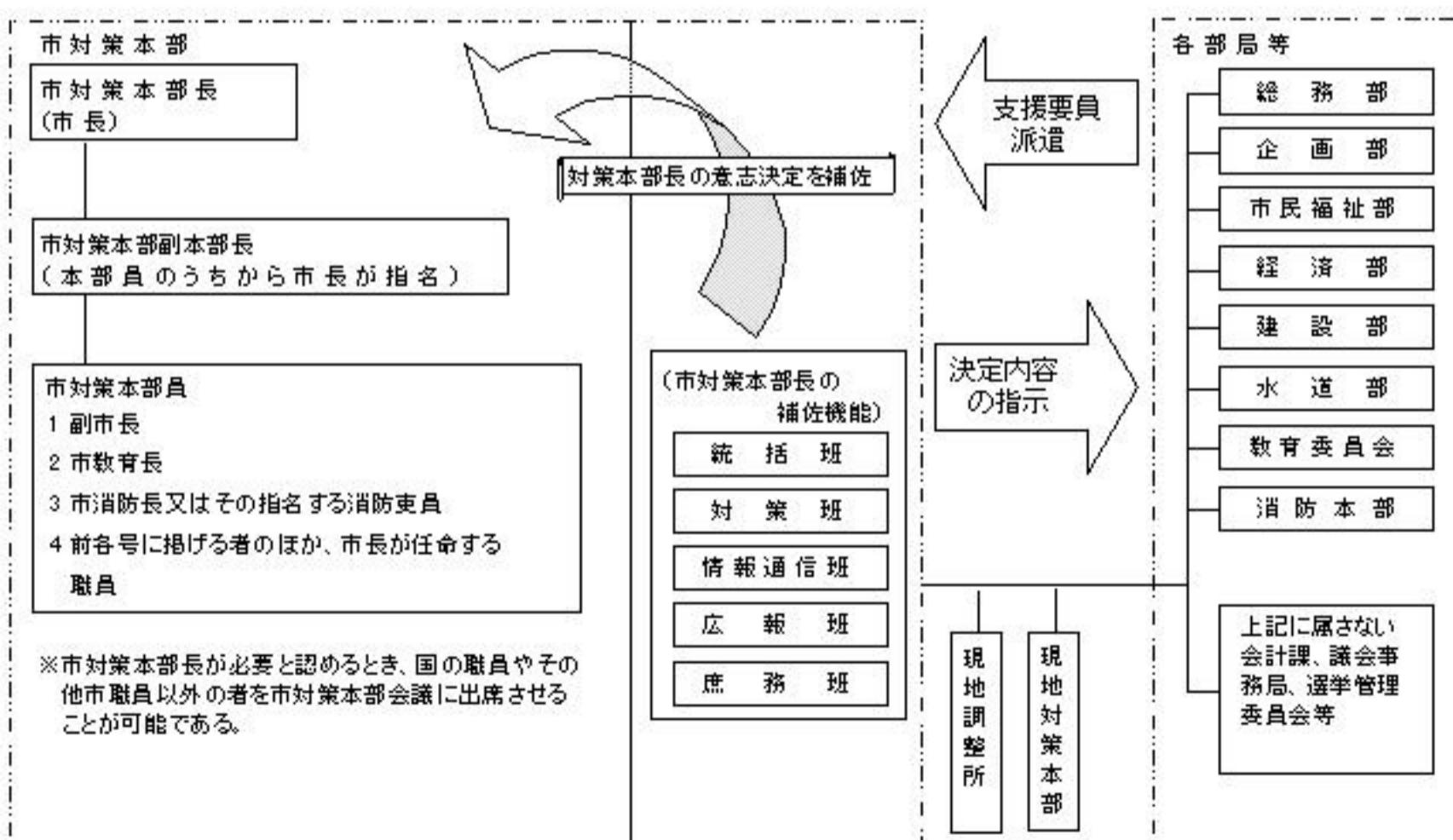
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする。また、市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

【市の対策本部長の補佐機能の編成】

	機能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意志決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【市の各部局等における武力攻撃事態等における主な業務】

部局等名	武力攻撃事態等における業務
各部局等共通	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の実施に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・所管する市有施設等の被災情報収集及び応急・復旧対策に関すること
総務部 及び会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置、運営及び廃止に関すること ・市が実施する国民保護措置の統括に関すること ・市対策本部決定事項の各部局等への伝達及び分掌事務の調整に関すること ・警報及び緊急通報の伝達に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・住民等の避難誘導に関すること ・避難所開設の指示等に関すること ・広報に関すること ・県、指定公共機関等との連絡調整に関すること ・自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・国民保護措置従事職員の安否確認、公務災害等に関すること ・国民保護措置に要する経費の予算措置に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊標章等の交付等に関すること
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る活動状況等の記録に関すること ・所管する避難所の開設、運営に関すること ・被災者、応急要員の緊急輸送及び物資等の配送の実施に関すること。 ・災害救援物資の受付、仕分け及び搬送の実施に関すること。
市民福祉部 及び選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集、整理、報告に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保（避難誘導）及び支援体制の整備に関すること ・市民相談窓口の設置、運営に関すること ・ボランティア受入配置、調整等に関すること ・避難住民等の健康維持対策に関すること ・医療班、救護所の設置運営に関すること ・児童福祉施設、保育園利用者等の安全確保に関すること ・日本赤十字社沖縄県支部等医療機関との連絡調整に関すること ・避難地域等における環境保全に関すること ・一般ごみ、し尿及び災害廃棄物等の処理に関すること ・遺体の措置埋葬・火葬に関すること ・所管する避難所の開設、運営に関すること
経済部、 農業委員会 及び議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食料、生活必需品等の調達に関すること ・農道、漁港、農業集落排水施設等の応急復旧に関すること ・農業・商工団体との連絡調整に関すること ・家畜伝染病の予防、防疫に関すること ・観光客への情報提供に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の確保に関すること ・道路、橋梁等の保全及び応急対策に関すること ・被災市街地の復旧に関すること ・住宅の応急診断、応急修理等に関すること ・応急仮設住宅の建設及び入居募集、斡旋に関すること ・所管する避難所の開設、運営に関すること
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の保全及び応急復旧に関すること ・応急給水の実施に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保及び避難誘導に関すること ・児童生徒の安否情報の収集に関すること ・被災児童生徒の救護に関すること ・学校施設の被災状況調査及び復旧に関すること ・文化財等の被災状況調査及び復旧に関すること ・所管する避難所の開設、運営に関すること
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（消火活動・救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関すること

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

[市対策本部における広報体制]

1 広報責任者の設置

広報を一元的に行う広報責任者を総務部長とし、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行う。

2 広報手段

記者会見、インターネットホームページ、広報誌、問い合わせ窓口の開設等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

3 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

4 その他関係する報道機関

資料編を参照

(5) 市現地対策本部の設置

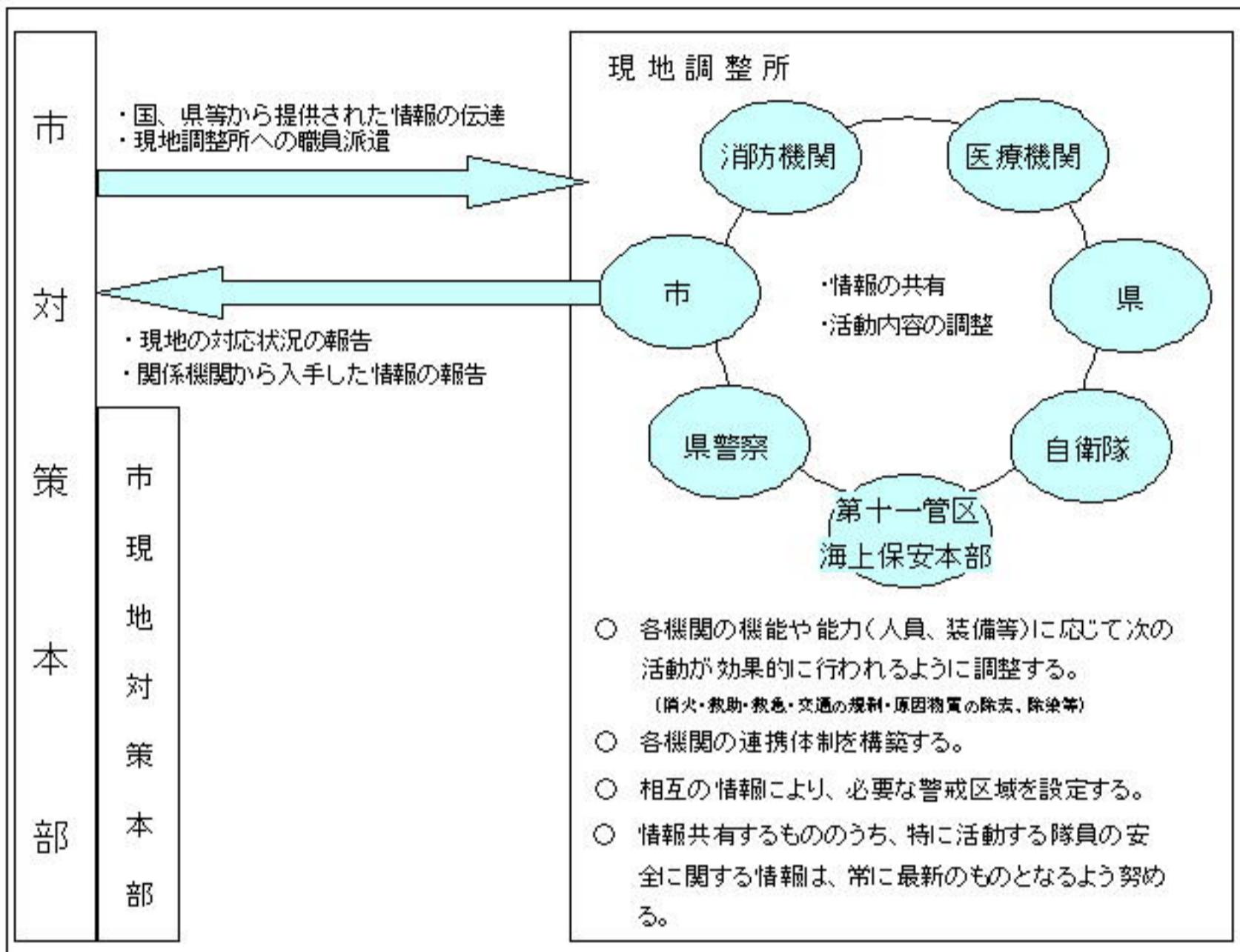
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の中の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各自の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるよう現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報については、各現場で活動する職員で共有することにより、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

4 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、市国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

（7）市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

【市対策本部長の権限】

権限	権限の内容・留意事項
① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整	・市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。
② 県対策本部長に対する総合調整の要請	・県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。 ・県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。 ・上記の場合においては、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。
③ 情報の提供の求め	・県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。
④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	・総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め	・市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。 ・措置の実施を求める場合は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

（8）市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省沖縄総合通信事務所にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。